

令和7年茂原市教育委員会会議2月定例会日程

日時：令和7年2月17日（月）13時15分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 茂原市図書館規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 令和7年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について

議案第5号 茂原市学校再編審議会委員の委嘱について

（報告事項）

報告1 令和6年度3月補正予算について

報告2 令和7年度教育部当初予算について

報告3 茂原市中学生英語力向上推進事業実施計画（案）について

4 閉会宣言

議案第 1 号

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則（平成 4 年茂原市教育委員会規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「禁固」を「拘禁」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由 刑法の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
(青少年補導員) 第 7 条 青少年補導員（以下「補導員」という。）は、25歳以上の者であつて、青少年の非行の防止及び健全な育成に熱意があり、かつ、次の各号の一に該当する者（ただし、<u>拘禁</u>刑以上の刑罰を受けたことのある者を除く。）の中から、教育委員会が委嘱する。 (1)～(6) (略) 2・3 (略)	(青少年補導員) 第 7 条 青少年補導員（以下「補導員」という。）は、25歳以上の者であつて、青少年の非行の防止及び健全な育成に熱意があり、かつ、次の各号の一に該当する者（ただし、<u>禁固</u>刑以上の刑罰を受けたことのある者を除く。）の中から、教育委員会が委嘱する。 (1)～(6) (略) 2・3 (略)

附 則
この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則

茂原市立図書館規則（昭和48年茂原市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 1 2 条」を「第 1 0 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 2 1 日から施行する。

提案理由 茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例の改正により、所要の改正をするものです。

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
(図書館協議会) 第 3 条 茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年茂原市条例第 6 7 号）<u>第 1 0 条</u>に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長をそれぞれ 1 名置く。 2 ～ 4 （略）	(図書館協議会) 第 3 条 茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年茂原市条例第 6 7 号）<u>第 1 2 条</u>に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長をそれぞれ 1 名置く。 2 ～ 4 （略）

附 則
この規則は、令和 7 年 3 月 2 1 日から施行する。

議案第 3 号

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に制定する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（令和元年茂原市教育委員会規則
第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項の表中「3 0 0 円」を「3 2 0 円」に、「3 5 0 円」を「3 8 0 円」に改
める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本案は、学校給食食材の価格高騰に伴い、小中学校の教員及び小中学校
の給食の提供を受ける者の給食費について、増額する改正をするものです。

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		現 行	
(給食費)		(給食費)	
第 8 条 (略)		第 8 条 (略)	
2 給食費の額は、次のとおりとする。		2 給食費の額は、次のとおりとする。	
区分	1 食当たりの給食費の額	区分	1 食当たりの給食費の額
小学校児童	2 7 0 円	小学校児童	2 7 0 円
中学校生徒	3 1 5 円	中学校生徒	3 1 5 円
小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者	<u>3 2 0 円</u>	小学校職員及び小学校の給食の提供を受ける者	<u>3 0 0 円</u>
中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者	<u>3 8 0 円</u>	中学校職員及び中学校の給食の提供を受ける者	<u>3 5 0 円</u>
3・4 (略)		3・4 (略)	

附 則 (令和 7 年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号)
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

令和 7 年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について

令和 7 年度教科用図書長生採択地区協議会規約を次のように制定することを承認する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

令和 7 年度教科用図書長生採択地区協議会規約

(目 的)

第 1 条 教科用図書長生採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第 1 3 条第 4 項の規定に基づき、長生採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議等を行うことを目的とする。

（協議会の構成市町村の教育委員会）

第 2 条 協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会（以下「関係市町村教育委員会」という。）で構成する。

- (1) 茂原市教育委員会
- (2) 一宮町教育委員会
- (3) 白子町教育委員会
- (4) 長柄町教育委員会
- (5) 長南町教育委員会
- (6) 睦沢町教育委員会
- (7) 長生村教育委員会

（協議会の組織等）

第 3 条 協議会の委員は 2 2 名以内とし、その選出区分及び人数は次のとおりとする。

- (1) 関係市町村教育委員会の教育長 7 名
- (2) 関係市町村教育委員会ごとに、当該教育委員の中から 1 名ずつ選出された委

員 7 名

(3) 関係市町村教育委員会が選出した校長、教員及び保護者 8 名以内

2 前項第3号の委員は、協議会規約の実施細目で定める。

3 委員の任期は、1 年以内とし、教科用図書が採択されたときは解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 選出された委員から、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等に該当しない旨の誓約書を徴する。

(協議会の事務)

第4条 協議会は、関係市町村教育委員会が行う教科用図書の採択に関して協議し、連絡調整を行うとともに、関係市町村教育委員会へ協議事項等の報告及び採択についての通知をするものとする。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選による。

2 会長は、協議会の事務を統括し、協議会を代表する。

(職務代行)

第6条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。ただし、指定した委員がいない場合は、委員の互選により、職務を代行する者を決定する。

(専門調査委員会の設置及び職務等)

第7条 協議会に教科用図書の種目ごとに専門調査委員会を置き、専門調査委員会委員の定数は、専門調査委員会ごとに3名以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する専門調査委員会委員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者等の中から関係市町村教育委員会の推薦に基づき、協議会の承認を経て、会長が委嘱する。この場合において、被推薦者から教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等に該当しない旨の誓約書を徴する。

3 専門調査委員会ごとに委員長を置き、委員長は、委員の互選とする。

4 専門調査委員会委員は、会長の命により教科用図書に関する専門的事項を調査研究し、専門調査委員会委員長は、その結果を会長に報告しなければならない。

5 専門調査委員会委員の任期は、第2項の規定による委嘱の日から前項の規定による報

告の日までとする。

(事務局及び職員)

第8条 協議会の事務局は、会長の指定する市町村教育委員会事務局内に置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。

3 前項に規定する職員は、会長が指名する。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。ただし、会長が選任されるまでの間に行われる会議にあたっては、事務局がこれを招集する。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市町村教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第7条第4項に規定する報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、出席委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、議長がこれを決する。

(経 費)

第12条 協議会の事務の執行に要する費用は、関係市町村教育委員会が負担する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目

第 1 条 教科用図書長生採択地区協議会規約第 3 条第 2 項の規定により定める委員の被選出者及び選出する教育委員会は、次のとおりとする。

(1) 校長、教員及び保護者

被 選 出 者	選出する教育委員会
長生郡市校長会会長の職にある者	被選出者の在籍する小中学校の所在する市町村教育委員会
長生教育研究会会長の職にある者	
長生教育研究会副会長の職にある教頭	
長生教育研究会事務局長の職にある者	
長生郡茂原市 P T A 連合会の代表者	被選出者の居住する市町村教育委員会

附 則

この実施細目は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 令和 8 年度に使用する教科用図書の採択にあたり、長生郡市の 7 市町村教育委員会が教科用図書長生採択地区協議会を設置して協議することについて、各市町村教育委員会会議の議決を経て対応する必要があるため、教科用図書長生採択地区協議会規約の制定を承認するものです。

教科用図書長生採択地区協議会規約の新旧対照表

改正後	現 行
令和 7 年度教科用図書長生採択地区協議会規約 附 則 (施行期日) 1 この規約は、<u>令和 7</u> 年 4 月 1 日から施行する。 「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目 附 則 (施行期日) 1 この実施細目は、<u>令和 7</u> 年 4 月 1 日から施行する。	令和 6 年度教科用図書長生採択地区協議会規約 附 則 (施行期日) 1 この規約は、<u>令和 6</u> 年 4 月 1 日から施行する。 「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目 附 則 (施行期日) 1 この実施細目は、<u>令和 6</u> 年 4 月 1 日から施行する。